

南関町議会ハラスメント根絶条例

(目的)

第1条 この条例は、南関町議会議員（以下「議員」という。）による議員の地位を利用した、南関町職員（以下「職員」という。）に対するハラスメント及び議員間のハラスメントを防止・根絶するための措置を講じ、職員及び議員が個人としての尊厳を尊重され、町政の効率的運用に寄与し、もって町民から信頼される議会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ハラスメント パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント及びその他のハラスメントをいう。

(2) パワー・ハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア 議員の侮辱的な言動又は乱暴な言動（暴行、暴言（風説の流布を含む。）その他本来の業務を達成する目的の範囲を超えて人格及び尊厳を侵害する言動をいう。）により、職員の就業環境が侵害され、又は職員及び議員を身体的若しくは精神的に傷つけるもの

イ 正当な理由なく勤務条件に不利益を与える行為により雇用不安を与えるもの

ウ 職員の能力の発揮を阻害するほどの叱責又は指導により、職員の就労意欲を極端に低下させるもの

エ 不要な業務、合理性のない業務、遂行が不可能な業務その他正当な理由のない業務を命ずるもの

(3) セクシュアル・ハラスメント 次に掲げるものをいう。

ア 性的な事実関係を尋ねるもの

イ 性的な内容の情報を意図的に流布するもの

ウ 性的な内容の発言及び性的な関係を強要するもの

エ 必要なく他人の身体に触れるもの

オ わいせつな図画を配布し、又は掲示するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、性的な言動により職員の個人としての人格及び尊厳を不当に傷つけ、勤務条件に不利益を与え、又は就業環境を害するもの

(4) マタニティ・ハラスメント 職員の妊娠、出産及び育児並びに介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害するもの並びに妊娠、出産及び育児並びに介護に関する言動により女性職員の就業環境を害するもの（業務分担、安全配慮等業務上の必要性に基づくものを除く。）をいう。

(5) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、相手方に対するひぼう中傷、事実と反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であって、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は相手方の生活環境等を害するものをいう。

(6) 職員 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員等、南関町の業務に従事する全ての職員をいう。

(7) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントに起因して、安全で良好な職場環境が侵害され、又は職員及び議員が損害若しくは不利益を受けることをいう。
（議長の責務）

第 3 条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制を整備し、相談があった場合には当該相談に関わる事実関係を調査し、議員によるハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

（議員等の責務）

第 4 条 議員は、町民の代表者として、権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚認識し、職員又は議員の人格を尊重して自らハラスメントの防止・根絶に努めなければならない。

2 議員は、職員及び議員間の良好な活動が確立できるように相互信頼を深め、お互いの人権を尊重しなければならない。

3 議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、目撃した内容を議長に報告しなければならない。

4 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

5 議員は、町民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前各項の規定に準じた行動に努めるものとする。

6 町民は、この条例の趣旨の理解に努め、議会に関するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

（啓発、研修等）

第 5 条 議長は、この条例の趣旨を町民への周知及び啓発に努めるとともに、議会において、ハラスメントに起因する問題が発生することを防止するため、議員に対し必要な研修等を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに該当する事案の実態調査その他ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修を活用するとともに、実態調査等の結果を踏まえた議会による必要な取組の推進に努めるものとする。

（相談窓口）

第 6 条 議長は、ハラスメントに関する申出及び相談に対応し苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局に相談窓口を置く。また、議会事務局の職員を相談員とする。

2 ハラスメントによる被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、相談窓口に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）、その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談時の処理)

- 第7条 相談員は、申立人の同意を得て速やかに相談窓口へ報告しなければならない。この場合において、相談窓口は、その内容を議長及び町長へ報告しなければならない。
- 2 相談窓口は、あらかじめ議長の承認を得て、総務課長と連携して申立人から相談事案におけるハラスメントに関する事実を確認するため、申立人、申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）、その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うことができる。
- 3 相談窓口は、前項の規定による調査の結果、被害防止措置が必要と認める場合であって、申立人が当該被害防止措置を求めるときは、議長にその旨を報告するものとする。
- 4 相談窓口は、相談事案が前項の規定に該当しないとき又は相談事案に対する調査の必要がないと認めるときは、申立人に対し、申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。
- 5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じて、他の者の意見を求めることができる。
- 6 議長は、この条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障するものとする。
- 7 相談員は、相談事案に関する秘密を厳守するとともに、この条の規定に基づく業務（以下「相談業務」という。）を行うに当たっては、申立人及び被申立人のほか調査の対象となった者（以下「調査対象者」という。）の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。
- 8 申立人は、相談窓口へハラスメントの被害を申し立てるほか、相談窓口に対して第11条に規定するハラスメント第三者調査委員会（以下「調査委員会」という。）での処理を求めることができる。
- 9 議長及び町長は、事案の内容、状況等から調査委員会で処理することが適当と判断したときは、公平な処理に当たるため、調査委員会にその処理を依頼するものとする。

(調査協力義務)

- 第8条 前条第1項の規定により相談員が相談事案に関して調査するときは、相談事案の申立人、被申立人及び調査対象者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

- 第9条 申立人、被申立人及び相談員その他の第7条第2項の規定による相談に関わる者は、申立人、被申立人及び調査対象者の利益を不当に侵害しないため、同項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談事案に関する内容について、他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が他に漏れたことが明らかになったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び漏らされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人、被申立人又は調査対象者の正当な利益を守るために必要な措置を講ずるものとする。

- 3 申立人、被申立人及び相談員を除く第7条第2項の規定による相談に関わる者は、相談事案に関し相談員を介さず直接交渉し、又は申立人若しくは被申立人を威迫する等、相談員の業務の公正な遂行を妨げる行為をしてはならない。

(被害防止措置)

第10条 議長は、第7条第3項の規定による相談員からの報告を踏まえ、町議会における対応が必要と認めるときは、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求める等の被害防止措置を講ずるものとする。この場合において、議長は、あらかじめ副議長及び議会運営委員会の議を経なければならない。

- 2 議長は、被申立人が前項の被害防止措置に応じないとき又はハラスメント被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、議会運営委員会の議を経て、被申立人の氏名、相談の内容、調査結果及び同項の被害防止措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(ハラスメント第三者調査委員会)

第11条 議長は、町長と協議をし、ハラスメントに関する追加調査及び審議が必要と判断するときは、ハラスメント第三者調査委員会を設置することができる。

- 2 調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントに係る事実関係の調査及び検証に関すること。
- (2) その他ハラスメントに関し、議長が必要と認める事項に関すること。

- 3 調査委員会の委員（以下「委員」という。）は、議長と町長が選考し、町長が委嘱する次に掲げる委員4人をもって組織する。

- (1) ハラスメントに関して識見を有する者
- (2) 必要に応じて弁護士

- 4 委員は、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

- 5 調査委員会は、調査審議に当たり、必要に応じて町長等、議員、職員その他相談事案に関するものに対して聴取又は資料の提出を求めることができる。

- 6 調査委員会は、調査及び検証審議を終えたときはその結果をまとめ、議長及び町長に報告するものとする。

- 7 前各項に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(公表等)

第12条 議長は、調査委員会の調査及び審議結果は速やかに内容を公表し、是正措置を講じなければならない。

- 2 議長は、ハラスメントに関する相談件数等を年に一度公表するものとする。

(議長の職務代行)

第13条 議長が被申立人となったときは副議長が、議長及び副議長がともに被申立人となったときは議会運営委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(プライバシーの保護)

第14条 議員、職員、相談員及び委員は、相談事案に係る職員及び当事者のプライバシーの保護を徹底し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(不当な取扱いの禁止)

第 15 条 町長及び議長は、職員がハラスメントに関する相談等を申し出たことを理由として、当該職員に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。